

## とくしま動物園 Amazon ほしい物リストを活用した物品の寄附に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、動物福祉の向上および観覧環境を充実させることで、動物園の魅力をアップさせるとともに、ファンとの繋がりを深めることを目的に、動物の飼育環境の改善および園内景観の整備等に関する物品を対象とした「とくしま動物園 Amazon ほしい物リスト」を活用した寄附に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)寄附 民法(明治29年法律第89号)第549条の贈与であり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第9号に規定する負担付きの寄附又は贈与でないものをいう。
- (2)物品 会計規則(昭和39年3月31日規則第49号)第91条に規定する物品をいう。
- (3)Amazon ほしい物リスト 総合オンラインストア Amazon.co.jp が提供するサービスで、自分の欲しい商品をあらかじめ登録しておくことで、他の人に自分の欲しい商品を知らせることができる機能。

### (実施主体)

第3条 寄附物品の募集、登録、公表、受領及び管理は、とくしま動物園において実施する。

### (リスト掲載物品)

第4条 Amazon ほしい物リストに掲載する物品は、次の各号の目的で募集後、すぐに動物や動物園のために使うことのできるものとする。

- (1)動物の飼育環境の改善
- (2)動物展示の演出
- (3)園内の美化・修景
- (4)教育普及活動
- (5)園内イベント

### (寄附の募集)

第5条 とくしま動物園長は、Amazon.co.jp が取扱う物品のなかから、前条の基準に基づき「ほしい物リスト」を登録し、その都度ホームページ等において公表し、寄附を募る。

### (寄附の申し出等)

第6条 物品を寄附しようとする者(以下「寄附者」という。)は、その旨を市長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申し出は、Amazon 所定の申込フォームへの入力または寄附申出書によるものとする。

### (受領書の交付)

第7条 寄附者は、寄附受領書の交付を希望するときは、市長に対し、寄附受領書交付依頼書に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1)寄附者の本人確認書類の写し
- (2)寄附物品の購入金額を証明できる書類

2 市長は前項による申請があったときは、寄附受領書を交付するものとする。

### (寄附物品の管理)

第8条 寄附物品については、会計規則に基づき管理する。また、使用状況はとくしま動物園ホームページ等で公開し、寄附者への受領確認および謝辞に代える。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はそのつど定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年2月10日より施行する。